

7 退 学

退学は内容により、「依願による退学」と「懲戒による退学」とに区別されます。

退学をすると、学籍を喪失し、本学の学生ではなくなります。

それぞれの学期の授業料等納付金の納入期限までに、授業料等納付金が納付されていない場合は、「退学願」を受理することができません。

1 退学の期日

退学の期日は「退学願」を授業運営課が受理した日。ただし、各学期の学費納入日※1までに「退学願」を提出した場合、退学期日は前学期末日※2となります。また希望により受理日以降の期日を指定することができます。

※1 学費納入日とは、春学期4月15日、秋学期10月15日（土日を含む場合は翌月曜日）。

※2 学期末日とは、春学期末日は9月30日、秋学期末日は3月31日です。

■ 「退学願」の提出方法

学 退	受け取り場所	提出先	返却物	提出期限	
	依願退学	授業運営課	授業運営課	学生証	授業運営課にて指示
	懲 戒		学則第37条、大学院学則第34・35条参照		

*納入の最終期日までに納入されない場合は、大学学則および大学院学則に照らし、「除籍」となります。

■ 「退学願」の書き方見本

書類の作成日を記入

印鑑は別々の物を使用すること。
なお、簡易印鑑(シャチハタ等)は使用不可

■ 退学手続きの流れ

① 学級担任（大学院は指導担当教員）に相談

② 授業運営課で「退学願」を受け取る

③ 必要事項を明記

④ 授業運営課へ提出 ※学生証を返却

⑤ 「退学承認通知」を保証人住所宛に郵送

2 退学時の学費の取り扱い

●退学期日の月まで月割で学費等を徴収し、残額は承認後に返金します。